平成２４年（ヒ）第２０９２号
東京都中央区銀座１丁目５番１号第三太陽ビル８階802号
清算株式会社　やぐちフーズ株式会社
代表清算人　服部　明人
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　弁済
1　清算会社は、別紙債権者一覧表記載の協定債権者のうち、株式会社エスケーエイチ（債権者番号３番）、矢口千賀子（債権者番号４番）、佐藤南（債権者番号５番）、関雅之（債権者番号６番）及び関博之（債権者番号７番）を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という）に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　本協定における弁済は、清算会社の本店所在地において支払う。
但し、本件協定債権者が銀行口座等への振込を求めたときはその指定口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算会社の負担とする。
3　第１の１項の配当率の計算において生じる１円未満の端数は切り上げる。
第２　債務免除
1　本件協定債権者は、本協定第１の弁済を受けることを条件として、清算会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。但し、協定債権者埼玉県信用保証協会（債権者番号１）については、会社法571条２項により債務免除の効力は、主債務者である清算会社の連帯保証人には及ばないことを確認する。
2　株式会社エスケーエイチ（債権者番号３番）、矢口千賀子（債権者番号４番）、佐藤南（債権者番号５番）、関雅之（債権者番号６番）及び関博之（債権者番号７番）は、清算会社に対し、別紙債権者一覧表記載の各「協定債権額」の全額について債務を免除する。
第３　必要な費用の支弁
清算会社は、公租公課、特別清算に必要な費用等は随時これを支払い又は配当原資から控除する。
第４　弁済後の財産の換価等
本協定第１の弁済後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、各協定債権者が本協定第２により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第５　信義誠実義務
協定債権者は、本協定の可決及び認可決定後、本協定による清算業務の遂行の妨げとなる行為を行ってはならない。清算会社が清算業務の遂行のために協力を要請した場合、協定債権者は誠実に協議に応じるものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第７号
鳥取県米子市皆生温泉３丁目17番７号
清算株式会社　株式会社Ｔ管財
代表清算人　石尾　壽朗
1　決定年月日　平成25年６月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　（弁済）
清算株式会社株式会社Ｔ管財（以下「清算株式会社」という。）は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙「協定債権者一覧」記載の協定債権者に対し、協定確定日に清算株式会社が有している現預金から必要な費用を控除した残額を弁済原資として、別紙「協定債権者一覧」記載の配当率に応じて弁済する。
2　（協定債権の免除）
各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　（追加弁済）
第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙「協定債権者一覧」記載の配当率に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
鳥取地方裁判所米子支部

監督命令

平成２５年（再）第１号
三重県四日市市日永５丁目12番４号
再生債務者　株式会社三鋼
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　三重県四日市市鵜の森１丁目３番23号　ナカジマビル701号　尾西・加藤綜合法律事務所　弁護士　尾西　孝志
平成25年６月28日　津地方裁判所四日市支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１３号
秋田市旭川新藤田西町10番11号
再生債務者　山本　　叡
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月19日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月２日から平成25年８月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１４号
秋田市旭川新藤田西町10番11号
再生債務者　山本　京子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月19日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月２日から平成25年８月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第９２号
名古屋市天白区元八事４丁目68番地　ＦＡＩＲＹ　ＣＯＵＲＴ302号
再生債務者　立石　祐介
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月19日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月26日から平成25年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第９４号
愛知県小牧市城山３丁目２番地３　パンベール城山106号
再生債務者　山口　　真
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月19日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月26日から平成25年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１１３号
札幌市西区八軒９条東１丁目２番13号
再生債務者　佐藤眞壽美
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月22日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月５日から平成25年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１２５号
札幌市東区東苗穂13条１丁目７番10号
再生債務者　菊池　謙一
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月22日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月５日から平成25年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１３３号
札幌市北区北27条西２丁目１番25―805号
再生債務者　鈴木　康修
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月22日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月５日から平成25年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部